

# 地域のつながり！ 減量のたのしさ！！ =きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

令和8年(2026年)

第68号

(3月発行) 編集と発行  
岸和田市廃棄物対策課  
電話 072 (423) 9465

## 令和7年度 リサイクル施設視察研修会を開催しました

令和8年2月4日(水)大阪市にある「舞洲工場」へ視察・見学に推進員7名の方に参加していただきました。

舞洲工場の外観は、ウィーンの芸術家であるフリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏によりデザインされたものであり、建物が地域に根ざして、技術・エコロジー・芸術の融和のシンボルとなるよう意図されています。

この工場は、余熱の利用としてボイラで発生した蒸気は、建設局舞洲スラッジセンターへ供給・工場内の暖房・給湯・洗浄後の排ガスの再加熱・回転式破砕機への供給などに利用するとともに、余剰の蒸気は積極的に発電に利用し、工場内で使用するすべての電気をまかなっています。さらに余った電気は電力会社に送電しています。



最後に見学の際には、職員の方が丁寧に各施設の説明をしていただき、大人から子供たちが最後まで好奇心を持って見学できるように工夫されたこの工場には、毎年一万数千人の方が見学に訪れ、今や大阪の観光名所となっています。

# 家庭から出るごみを正しく分別！！

## ごみの分け方の基本

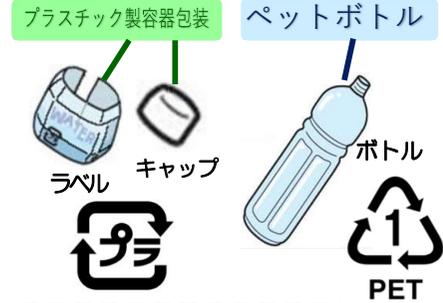


### プラスチック製容器包装

週1回収集 祝日も収集します。  
(年末年始を除く)

左のプラマークが付いているものは、プラスチック製容器包装の分別に出してください。

注意点 ※プラマークが付いていても、汚れが落ちないものは「普通ごみ」に、また判断に迷った場合も「普通ごみ」に出してください。



### 空きビン・空きカン・ペットボトル



週1回収集 祝日も収集します。  
(年末年始を除く)

飲料用、食品用などの、「空きビン・空きカン」「お菓子の缶」「カセットボンベ・スプレー缶」、飲料用・調味料などの「ペットボトル容器」は、この分別に出してください。

注意点 ※ふた・キャップが付いているものは必ずして、軽く水洗いしてください。  
※スプレー缶・ガス缶は必ず使い切ったあと、風通しが良く火の気がない場所で穴を開けてから出してください。

### 普通ごみ有料指定袋制

週2回収集 祝日も収集します。  
(年末年始を除く)

生ごみ、汚れた紙くず、少量の草、枯葉、枝など、有料指定袋に入る大きさのもので燃えるものは、普通ごみに出してください。

注意点 ※燃えるものでも袋に収まらないものや、家電製品などは粗大ごみに出してください。



### 粗大ごみ有料収集

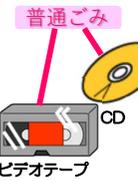
粗大ごみ申込専用電話

433 - 0053

家具類、金属類、電化製品(家電4品目、パソコン除く)などは、粗大ごみに出してください。

ペットボトル本体とラベル・キャップは素材が異なりますので、それぞれ分別して排出してください。

プラスチック製品 CD、ビデオテープ、プリンター、パケツ、おもちゃなどには、プラマークが付いていませんので、**有料指定袋に入れれば「普通ごみ」に、多量の場合は「粗大ごみ」で出してください。**



ビデオテープやカセットテープは、1袋に少量ずつ「普通ごみ」に出してください。※一度に大量に処分する場合は「粗大ごみ」で出してください。

### 粗大ごみ



ふとん・毛布等は、**ひもで縛って「粗大ごみ」**で出してください。  
(粗大ごみでは、5枚まで500円)

※有料指定袋に入れれば、「普通ごみ」に出してください。この場合、1回の収集に1~2袋程度をお願いします。

## お問合せ先一覧

粗大ごみ、ふれあい収集、埋立ごみ、廃蛍光管、小さな金属類、家電リサイクルについて	廃棄物対策課 粗大ごみ担当 電話 423-9750
普通ごみ、プラスチック製容器包装、空きビン・空きカン・ペットボトル、廃乾電池について	廃棄物対策課 収集業務担当 電話 423-9440
紙パック、廃食用油、集団回収、家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度について	廃棄物対策課 減量推進担当 電話 423-9465
美化活動・ボランティア活動について	不法投棄、ごみ置場について
廃棄物対策課 地域美化担当 電話 423-9444	廃棄物対策課 排出指導担当 電話 423-9444

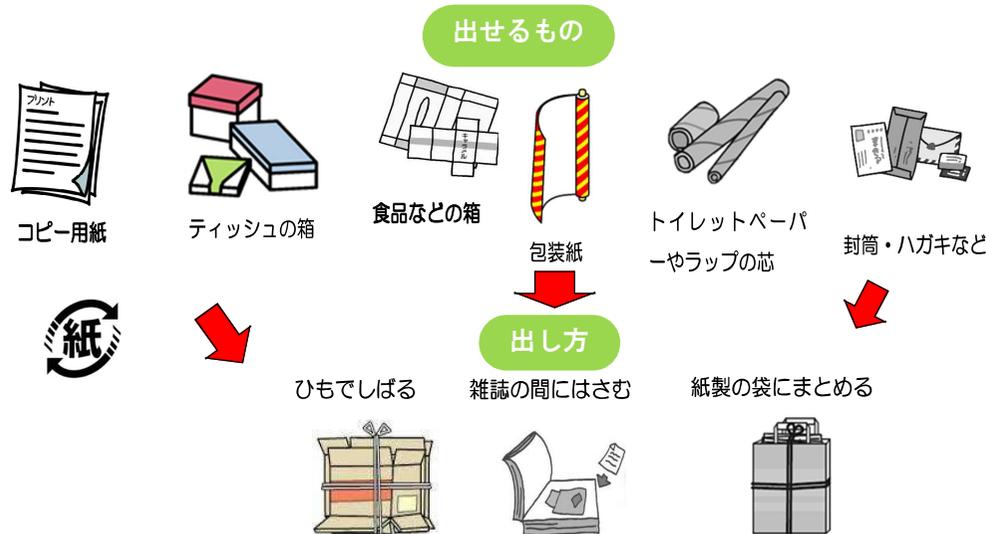
# 集団回収利用状況

令和7年度上半期（4月～9月）の集団回収量は新聞 712,330 kg、雑誌 200,355 kg、ダンボール 452,290 kg、古布 81,563 kgの回収がされました。新聞、雑誌の回収量は年々減少傾向にあり、新聞離れや電子書籍の普及などが主な要因と思われます。

ダンボールに関して近年はインターネット通販や個人間の売買などにダンボールを使うことで若干の増加が見られましたが、最近では簡易包装などでダンボールを使用しない配達が増えてきています。しかし下記にあるリサイクル出来る多くの「雑紙」がまだ普通ごみとして捨てられている現状があります。

## 雑紙の出し方

新聞、雑誌、ダンボールの他に、リサイクルできる紙“雑紙”があります。可燃ごみを減らし、紙のリサイクルを進めるため、“雑紙”の分別にご協力ください。



## 出せない紙類

次の“雑紙”は普通ごみに出してください。

防水加工されたもの、においのついたもの、テープなどの粘着物が付着しているもの、コーティングされたもの、内側がアルミのもの、食べ物や油などで汚れたもの、紙以外のものでも貼り合わせられたもの、水に溶けにくいもの（ティッシュペーパー、キッチンペーパーなど）迷った場合は普通ごみへお願いします。

※ 紙回収業者により“雑紙”の取り扱いが異なります。実施団体の紙回収業者に確認してください。

## 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度について

岸和田市では、一般家庭から排出される生ごみの再利用をうながし、また排出量を抑えるために、家庭用生ごみ処理機器購入経費の一部を補助しています。（必要書類を用意し、購入から90日以内に申請してください。）

種別	補助額	台数
電動式生ごみ処理機	購入の半額で、上限20,000円 (1,000円未満切り捨て)	1世帯に1台まで
生ごみ処理機 (コンポスト、EMバケツ等)	購入の半額で、上限3,000円 (100円未満切り捨て)	1世帯に1台まで (EMバケツに限り1世帯2台まで補助できます)

※ 前回の補助金の交付から5年経過していないと、次回の申請はできません。  
 ※ **令和7年度予算が残りわずかになっています、予算を超える場合には申請を受けられませんのでご注意ください。**

**補助金申請を検討されている方は、購入する前にお問い合わせください。**

詳細は、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

申請窓口 減量推進担当 電話 423-9465

(QRコード)



## 令和8年・9年度 廃棄物減量等推進員の交代について

推進員の皆様には、2カ月に一度の埋立ごみの立会い、分別排出のご指導、地区別研修会へのご参加など、日頃何かとお忙し中「ごみの減量化・リサイクル活動を推進する地域のリーダー」として、市と地域とのパイプ役を担っていただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年5月31日に委嘱しました「岸和田市廃棄物減量等推進員」の皆様につきましては、任期期間2年のため、**令和8年5月30日**までが任期期間となります。また新たな推進員の方を、各町会長から推薦（推薦書提出）していただき委嘱となります。

また、今回で推進員を解嘱されてからも任期中の活動で得た知識と経験を生かし、日常生活や町内会での、ごみの減量化・リサイクル活動、啓発等に、ご協力していただけますようお願い申し上げます。また引き続き活動される推進員の皆様よろしくお願いたします。

今年度の推進員での活動を報告していただく「令和7年度 活動報告書」をロゴホームにて回答の方よろしくお願いたします。

廃棄物対策課減量推進担当

電話 072-423-9465